

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 7月 7日(月)

今週のこトバ

共育（トモイク）プロジェクト

厚労省は、男性の育児休業の取得等を推進する「イクメン」プロジェクトの後継事業として、男女ともに仕事と家事・育児を両立する「共育（トモイク）」を開始する。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/ 7(月) 赤口 セタ、小暑

8(火) 先勝 5月の国際収支発表

9(水) 友引

10(木) 先負 納期の特例を受けた源泉所得税の納付期限ほか

11(金) 仏滅 世界人口デー、水泳世界選手権（シンガポール）

12(土) 大安

13(日) 赤口 ぼん迎え火、大相撲名古屋場所初日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

6/30(月) 40,487 △336 144.12 △0.35

7/ 1(火) 39,986 ▼501 143.07 △1.05

2(水) 39,762 ▼224 143.89 ▼0.82

3(木) 39,786 △24 143.86 △0.03

4(金) 39,811 △25 144.40 ▼0.54

NISA口座の金融機関を変更する場合

金融庁が公表した「NISA口座の利用状況調査」によると、令和6年12月末時点でNISA口座数は約2559万口座に達しています。

◆金融機関の変更手続きを行う場合は

NISA口座の開設は1人1口座とされていますが、所定の手続きにより年単位で金融機関を変更することができます。

金融機関を変更した場合は複数の金融機関でNISA口座を開設したことになりますが、各年分においてNISA口座で買付けができるのは1人につき1金融機関に限られますので、買付けを行った年分について金融機関を変更することはできません。

また、金融機関の変更手続きは、変更したい年の前年10月から当年9月までに行う必要があります。例えば、令和8年からNISA口座の金融機関を変更する場合は本年10月から令和8年9月までに手続きを行います。その際、令和8年1月以降に変更前の金融機関のNISA口座で買付けがあった場合は金融機関を変更することはできません。

◆金融機関を変更した場合の留意点

金融機関を変更した場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している投資信託等を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。また、変更前の金融機関のNISA口座で保有している投資信託等の配当金や売買益については、売却しない限り引き続き非課税の適用が受けられます。

なお、1800万円（つみたて投資枠600万円＋成長投資枠1200万円）の非課税保有額は、変更前の金融機関のNISA口座で保有している投資信託等の買付代金を含めて判定します。

■この記事の詳細は、情報BOX201526

インボイスの書面交付に手数料を求める場合

インボイス発行事業者は、取引の相手方である課税事業者からの求めに応じてインボイスを交付する義務が生じますが、インボイスの記載事項を電子データで提供する方法も可能です。

国税庁は、電子データで提供することとしている事業者が取引先から書面での交付を求められた際に、印刷代に係る実費相当分の手数料等の金銭的負担を相手方に求める場合は、当該手数料等が事務負担等に係る費用として社会通念上相当と認められるものであれば問題はないとしています。

なお、受領する手数料等は課税資産の譲渡等の対価に該当するため、当該手数料等についてもインボイスの交付義務が生じます。

協会けんぽによる「資格確認書」の送付

昨年12月2日に従来の健康保険証は新規発行が停止となり、「マイナ保険証」が基本となりました。従来の保険証の使用は有効期限まで（有効期限がない保険証は本年12月1日まで）となっており、マイナ保険証を保有していない方には保険証の代わりとなる「資格確認書」が交付されます。

多くの中小企業が加入する協会けんぽは、従来の保険証が発行されている被保険者で本年4月末時点でマイナ保険証を保有していない方に対し、7月下旬から10月下旬に資格確認書を送付します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

NISA口座の金融機関を変更する場合の留意点等

NISAの口座開設は1人につき1口座に限られ、ある年分においてNISA口座で新たな買付けができるのは、1人につき1金融機関となります。ただし、一定の手続の下、年単位で金融機関を変更することができます。例えば、現在NISA口座を開設しているA金融機関からB金融機関に変更した場合は2金融機関に2口座を保有することが可能です。

金融機関の変更により、複数の金融機関でNISA口座を開設されたことになる場合でも、各年において1つの口座でしか買付けすることはできません。また、金融機関を変更しようとする年分に既に金融商品を買付していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

◆NISA口座の金融機関を変更する場合の手続きは

金融機関の変更する場合は、変更したい年分の前年の10月1日から変更したい年分の属する年の9月30日までに、次の手続により金融機関を変更することができます。

①変更前の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出し「勘定廃止通知書」の交付を受ける。

②変更しようとする金融機関に対して、上記①の「勘定廃止通知書」及び「非課税口座開設届出書」を提出する。

※変更したい年分の属する年の1月1日以降、変更前の金融機関のNISA口座で買い付けがあった場合には、その年分については金融機関を変更することはできません。

※税法上、電磁的方法により「勘定廃止通知書」の記載事項を提供することも認められていますが、証券会社によってその交付又は提供方法は異なります。

◆Q&A

Q. NISA口座の金融機関を変更する場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している上場株式等の配当等や売買益は、非課税の対象となる？

A. 金融機関を変更した場合であっても、変更前の金融機関のNISA口座で保有されている上場株式や株式投資信託等の配当金等や売買益については、引き続き非課税の適用が受けられます。

Q. NISA口座の金融機関を変更した場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している株式投資信託等を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできる？

A. 金融機関を変更する場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している上場株式や株式投資信託等を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。

なお、NISA口座で保有している上場株式等を売却し課税口座（特定口座・一般口座）に払出された商品は、他の金融機関の課税口座へ移管することができます（その場合も、NISA口座へ移管することはできません）。

Q. NISA口座の金融機関を変更した場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している上場株式等は非課税保有額に含まれますか？

A. 金融機関を変更した場合であっても、変更前の金融機関のNISA口座で保有されている上場株式や株式投資信託等の買付代金は非課税保有額に含まれます。

NISA口座では、年間投資枠の範囲内であっても、この非課税保有限度額を超えて投資することができないため、例えば、ある年において変更後の金融機関のNISA口座の非課税保有額が500万円（うち成長投資枠が0円）であっても、変更前の金融機関のNISA口座の非課税保有額が1,200万円（うち成長投資枠が1,200万円）の場合、変更後の金融機関のNISA口座ではつみたて投資枠で100万円分までしか投資利用することができません。

なお、非課税保有額はNISA口座で保有する商品を売却することで減少するため、変更前の金融機関のNISA口座で保有する上場株式等を売却したことによって減少した分は、翌年以降、変更後の金融機関のNISA口座において、年間投資枠の範囲内で新たな投資に利用することが可能です。

◆令和7年度税制改正における見直し

令和7年度税制改正において、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）に係る勘定設定日について見直しが行われ、金融機関の変更時における非課税口座内上場株式等の即日買付けが可能となりました。

なお、金融機関の変更手続により新たに開設された口座が、確認の結果、二重口座であり非課税口座として開設できないことが判明した場合、その口座で買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われます。

この見直しは、令和7年4月1日以後に行われる金融機関の変更手続について適用されます。